

社会福祉法人尾張旭市社会福祉協議会あさひ生活応援サービス事業概要

平成29年10月1日から、社会福祉法人尾張旭市社会福祉協議会（以下「社会福祉協議会」という。）では、尾張旭市生活支援コーディネーター設置業務の一環として、「あさひ生活応援サービス事業」を始めました。

○ あさひ生活応援サービス事業とは？

この地域の福祉増進を担う社会福祉協議会をとおして、ご高齢のかたの日常生活上のちょっとした困りごとを解決することを目的に、援助をお願いしたい高齢者（以下「依頼者」という。）と援助活動をしたい人（以下「援助者」という。）が、お互いに助け合う事業です。

○ 定義は？

- ① 依頼者とは、「尾張旭市内にお住いの概ね65歳以上の高齢者で援助の必要なかた」です。ただし、要支援または要介護認定を受けているときは、介護保険サービスの利用を優先したうえで、なお必要と認めた場合に限りです。具体的には、独居高齢者や高齢者夫婦世帯などであって、介護保険サービスの給付対象でないサービスを希望するかたについては、担当ケアマネジャー等の意見を踏まえ、かつ生活状況等を勘案したうえで、本事業の利用が適切であると判断した場合などが該当します。
- ② 援助者とは、「公的制度に基づくホームヘルプサービスの経験のある、または本会指定の養成講座を受講されたかた」です。

○ どんな援助が受けられるの？

家事援助、散歩等外出時の付添い、買い物、話し相手、安否確認など

※ ただし、専門知識が必要な介護援助や、援助者の車への同乗、本人及びその家族の自立を阻害する恐れのある援助はできません。また、援助に係る所要時間は、最大で60分間です。

○ 利用するとお金は支払うの？

援助活動の終了後、援助1回あたり500円を依頼者から援助者に支払います。

○ どんな「しくみ」なの？

活動にあたっては、社会福祉協議会の生活支援コーディネーター設置業務の担当者（以下「コーディネーター」という。）が、依頼者と援助者の調整（マッチング）を行い、事業の趣旨について双方に共通の認識を持っていただけるように、丁寧に支援します。

【裏面へ続く】

「こんな援助をして欲しい」と思う時には、まず、コーディネーターにご相談ください。コーディネーターが内容を確認のうえ、内容にあった援助者を紹介し、活動の打合せを行ってから援助を受けられるしくみです。

